

御中

東北電力ネットワーク株式会社
電力センター
所 長

系統連系に係る契約のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、 年 月 日にお申込みのありました系統連系申込み（受付番号 ）および電力売電申込みに関する接続契約につきまして、下記のとおり、ご案内申し上げます。

なお、系統連系契約書締結までは、本書をもって連系契約成立の証としますが、その他に記載されている事項のいずれかに該当することを当社が判断した場合には、本接続契約および本系統連系契約を解除させていただきます。

敬具

記

発 電 者 名 義			
発 電 設 備 設 置 場 所 住 所			
連 系 地 点			
発 電 設 備 の 種 類			
発 電 出 力 等	発電 出力	常用発電設備	k W
		非常用発電設備	k W
		計	k W
	アンシラリーサービス契約容量		k W
	最大受電電力		k W
発電設備の仕様については別紙（自家用発電設備一覧）のとおり。			
連系地点における電圧	k V	接 続 契 約 締 結 日	年 月 日
連 系 開 始 予 定 日	年 月 日	料 金 適 用 開 始 日	年 月 日
技 術 検 討 結 果			
1. 別添「系統アクセス検討結果」のとおり、自家用発電設備連系に必要な技術要件に適合しています。			
2. 系統連系に必要な工事概要および工事費負担金は、次のとおりです。（詳細は、別紙「工事費負担金内訳書」のとおり。）			
(1) 工事概要：			
(2) 工事費負担金： 円			
(再掲 消費税等相当額 円 撤去資材の残存価額 ▲ 円)			
3. 工期は次のとおりです。			
工事費負担金入金後 約 か月間			
4. 工事費負担金の支払期限日			
年 月 日			
そ の 他			
・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）第9条第3項にもとづき経済産業大臣から受けた認定の効力が失われた場合			
・特段の理由がないにもかかわらず、接続契約が成立して相応の期間経過してもなお認定（再エネ特措法第10条第1項に定める変更認定および同第2項に定める届け出を含みます）を取得しない場合			
・再エネ特措法施行規則第14条に定める「正当な理由」のいずれかに該当する場合			
・発電設備の系統連系に伴う工事費負担金を上記に定める支払期限日までに支払わなかった場合			
・当社が、本発電設備の出力の抑制を行なうために必要な機器の設置、費用の負担およびその他必要な措置を講じていただくことを求めたにもかかわらず、貴社又は貴殿がそれに応じない場合			

1. 上記に記載のない事項につきましては、当社の「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」および「発電設備系統連系サービス実施要綱」によります。

2. お申込み内容を変更された場合には、本接続契約記載内容により難しい場合があります。

（注）連系地点における呼称は、貴社又は貴殿を「甲」とし東北電力ネットワーク株式会社を「乙」といたします。

工事費負担金内訳書

設 備	工 事 概 要	工事費負担金 (単位：千円)
送電設備 配電設備		千円
発電設備		千円
通信設備		千円
合 計		千円 うち消費税等相当額 〔 千円 〕

- ※ 設計変更，材料単価の変動その他特別の事情によって，上記の工事費負担金に著しい差異が生じた場合には，工事完成後，すみやかに精算させていただきます。
- ※ 上記の工事により施設した電気供給設備は当社の所有とし，維持および運用の保安に関する費用はすべて当社の負担とさせていただきます。
- ※ 貴社又は貴殿が系統連系申込内容を取消し又は変更し，当社に損害が生じた場合には，その損害実費をお支払いいただきます。
- ※ 用地確保等特別の事情が生じ，工期の変更が予想される場合，当社は貴社又は貴殿へお知らせし，当該工期を変更させていただく場合があります。